

佐賀県規則第16号

佐賀県農林事務所管理規則の一部を改正する規則

佐賀県農林事務所管理規則（昭和40年佐賀県規則第51号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後																					
<p>(組織)</p> <p>第3条 次の表の左欄に掲げる事務所に、それぞれ同表の右欄に掲げる課及び地域農業改良普及センター（以下「センター」という。）を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">事務所</th> <th>課及びセンター</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">唐津農林事務所</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">農村環境課</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">東松浦農業改良普及センター</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(分掌事務)</p> <p>第4条 総務課、農政課、林務課、農村環境課及びセンターの分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務課 略 農政課 略 林務課 略 農村環境課</p> <p>(1) 農業農村整備事業の調査及び計画に関すること。</p> <p>(2) 団体営事業の指導に関すること。</p>	事務所	課及びセンター	略		唐津農林事務所	略	農村環境課	東松浦農業改良普及センター	略		<p>(組織)</p> <p>第3条 次の表の左欄に掲げる事務所に、それぞれ同表の右欄に掲げる課及び地域農業改良普及センター（以下「センター」という。）を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">事務所</th> <th>課及びセンター</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">唐津農林事務所</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">農村環境課</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>上場地域整備課</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">東松浦農業改良普及センター</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(分掌事務)</p> <p>第4条 総務課、農政課、林務課、農村環境課及びセンターの分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務課 略 農政課 略 林務課 略 農村環境課</p> <p>(1) 農業農村整備事業の調査及び計画に関すること <u>（唐津農林事務所にあつては、上場地域整備課の所掌に属する事務を除く。）</u>。</p> <p>(2) 団体営事業の指導に関すること <u>（佐賀中部農林事務所にあつ</u></p>	事務所	課及びセンター	略		唐津農林事務所	略	農村環境課	<u>上場地域整備課</u>	東松浦農業改良普及センター	略	
事務所	課及びセンター																					
略																						
唐津農林事務所	略																					
	農村環境課																					
	東松浦農業改良普及センター																					
略																						
事務所	課及びセンター																					
略																						
唐津農林事務所	略																					
	農村環境課																					
	<u>上場地域整備課</u>																					
	東松浦農業改良普及センター																					
略																						

改正前	改正後
<p>(3) 農業農村整備事業の融資に関すること。</p> <p>(4) 農業農村整備事業関係団体の育成指導に関すること。</p> <p>(5) 地域農業推進事業の土地基盤整備に関すること。</p> <p>(6) 経営構造対策事業の土地基盤整備に関すること。</p> <p>(7)～(14)の2 略</p> <p>(14)の3 県営土地改良施設突発事故復旧事業に関すること（佐賀中部農林事務所、東部農林事務所、唐津農林事務所及び伊万里農林事務所に限る。ただし、佐賀中部農林事務所にあつては、水利課の所掌に属する事務を除く。）。</p> <p>(15)～(21) 略</p> <p>(22) 国営土地改良事業に関すること（佐賀中部農林事務所を除く。）。</p> <p>(23)～(26) 略</p> <p>センター 略</p> <p>2 佐賀中部農林事務所の水利課、農地整備第一課及び農地整備第二課の分掌事務は、次のとおりとする。</p>	<p><u>ては水利課の所掌に属する事務を、唐津農林事務所にあつては上場地域整備課の所掌に属する事務を、杵藤農林事務所にあつては農地整備課の所掌に属する事務を除く。）。</u></p> <p>(3) 農業農村整備事業の融資に関すること（<u>唐津農林事務所にあつては、上場地域整備課の所掌に属する事務を除く。）。</u></p> <p>(4) 農業農村整備事業関係団体の育成指導に関すること（<u>唐津農林事務所にあつては、上場地域整備課の所掌に属する事務を除く。）。</u></p> <p>(5) 地域農業推進事業の土地基盤整備に関すること（<u>唐津農林事務所にあつては、上場地域整備課の所掌に属する事務を除く。）。</u></p> <p>(6) 経営構造対策事業の土地基盤整備に関すること（<u>唐津農林事務所にあつては、上場地域整備課の所掌に属する事務を除く。）。</u></p> <p>(7)～(14)の2 略</p> <p>(14)の3 県営土地改良施設突発事故復旧事業に関すること（佐賀中部農林事務所、東部農林事務所、唐津農林事務所及び伊万里農林事務所に限る。ただし、佐賀中部農林事務所にあつては水利課の所掌に属する事務を、<u>唐津農林事務所にあつては上場地域整備課の所掌に属する事務を除く。）。</u></p> <p>(15)～(21) 略</p> <p>(22) 国営土地改良事業に関すること（佐賀中部農林事務所及び<u>唐津農林事務所（上場地域整備課の所掌に属する事務に限る。）を除く。）。</u></p> <p>(23)～(26) 略</p> <p>センター 略</p> <p>2 佐賀中部農林事務所の水利課、農地整備第一課及び農地整備第二課の分掌事務は、次のとおりとする。</p>

改正前	改正後
<p>水利課</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 県営土地改良施設突発事故復旧事業に関する事（県営かんがい排水事業及び県営地盤沈下対策事業により整備された施設に限る。）。</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 団体営事業（国営事業関連）の指導に関する事。</p> <p>農地整備第一課 略</p> <p>農地整備第二課 略</p> <p>3 東部農林事務所の農地整備課の分掌事務は、<u>次のとおりとする。</u></p> <p><u>農地整備課</u></p> <p><u>県営クリーク防災機能保全対策事業に関する事。</u></p>	<p>水利課</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 県営土地改良施設突発事故復旧事業に関する事（<u>国営土地改良事業、</u>県営かんがい排水事業及び県営地盤沈下対策事業により整備された施設に限る。）。</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 団体営事業（<u>国営事業関連に限る。</u>）の指導に関する事。</p> <p>農地整備第一課 略</p> <p>農地整備第二課 略</p> <p>3 東部農林事務所の農地整備課の分掌事務は、<u>県営クリーク防災機能保全対策事業に関する事とする。</u></p> <p>4 <u>唐津農林事務所の上場地域整備課の分掌事務は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>農業農村整備事業（上場地区に限る。）の調査及び計画に関する事。</u></p> <p>(2) <u>団体営事業（上場地区に限る。）の指導に関する事。</u></p> <p>(3) <u>農業農村整備事業（上場地区に限る。）の融資に関する事。</u></p> <p>(4) <u>農業農村整備事業関係団体（上場地区に限る。）の育成指導に関する事。</u></p> <p>(5) <u>地域農業推進事業（上場地区に限る。）の土地基盤整備に関する事。</u></p> <p>(6) <u>経営構造対策事業（上場地区に限る。）の土地基盤整備に関する事。</u></p>

改正前	改正後
<p><u>4</u> 杵藤農林事務所の農地整備課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(17) 略</p> <p>(18) 団体営事業（国営事業関連）の指導に関すること。</p>	<p><u>(7)</u> <u>県営土地改良施設突発事故復旧事業（上場地区に整備された施設に限る。）に関すること。</u></p> <p><u>(8)</u> <u>国営土地改良事業（上場地区に限る。）に関すること。</u></p> <p><u>5</u> 杵藤農林事務所の農地整備課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(17) 略</p> <p>(18) 団体営事業（国営事業関連<u>に限る。</u>）の指導に関すること。</p>

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。